

モニタリングポストの継続配置を求める意見書（案）

原子力規制委員会は、2018年3月20日、福島第一原発事故後7年が経過したことから、避難指示が出た12市町村以外にある約2,400台の学校や保育園、公園など子ども達の生活空間にあるモニタリングポスト(リアルタイム線量測定システム)を2021年3月末までに順次撤去することを決定した。

2017年12月に福島県内各市町村への意見照会した結果、各自治体からは継続配置を求める意見が提出されているのにも関わらず、住民の意思が無視されている。

撤去の基準は国の除染基準である毎時0.23マイクロシーベルトを下回る地点、撤去の理由としては「線量に大きな変動がなく安定しているため、継続的な測定の必要性は低いと判断した」とされている。

多くの地点で国の除染基準を下回ったとしているが、福島原発事故以前の状態からすれば依然として数倍の高さである。福島原発事故の「廃炉」は今後数十年かかる見込みであり、その間の事故や天災などにより再び放射性物質が周辺に拡散する可能性がある。事故7年後の今でも、広い範囲で除染土や除染ごみが仮置きされ、自然災害や火災などで周辺に再拡散する可能性がある。

モニタリングポストの目的からすれば、福島県内で「廃炉」作業が行われ、中間貯蔵施設や仮置き場に除染土や除染ごみが存在している限り、福島原発事故以前のレベルに戻るまで設置を継続すべきである。

さらに今後は、帰還困難区域内の山火事の発生や産廃処分場における火災などの発生に伴い、放射能を含む大気中粉じんの濃度測定のためのダストモニターも必要である。

よって、引き続き福島県内におけるすべてのモニタリングポストの配置を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月 日

千葉県議会議長

内閣総理大臣

復興大臣 あて